

[論文]

金融機関における余剰金の配分に関する考察

菊池道男
前田拓生

〈目次〉 はじめに

第Ⅰ章 貸付資本と信用制度

- 1 貨幣と資本
- 2 貨幣資本と商業信用
- 3 貸付資本と銀行信用

第Ⅱ章 協同組織金融機関の剰余金の配分（に関する考察）

- 1 協同組織金融機関の「非営利性」について
- 2 ライファイゼンとシュルツェ
- 3 協同組合とその出資
- 4 協同組合の剰余金配分
- 5 協同組合の利潤
- 6 協同組織金融機関の「機能」
- 7 協同組織金融機関ゆえの問題点とその対応

まとめ

はじめに

近年、NPO や NGO といわれる「営利を求めない主体」の活動が注目を集めている。このような主体を「社会的企業 (social enterprise: ソーシャル・エンタープライズ)」などと呼ぶときがあるが、山口 (2007) では「社会的企業」を「社会サービスの提供、環境配慮の増進、第三世界の援助等の社会的目的を有し、その目的を持続的に達成する上でビジネスの手法を用い、得られた利益を利害関係者に分配するのではなく、事業への再投資とコミュニティへの還元へとまわす、純粋な企業と NPO との中間、あるいは両者の発展形態ともみられる組織形態」¹⁾と定義している。

このように定義的には多様な主体が存在するものの、「得られた利益 (利潤)」について、「全てを出資主体に配分するのではない」という点で、いわゆる「非営利」的な思想になっていることがわかる。

つまり、社会的企業や協同組合を包含する「広義の非営利セクター」(charitable wider not-for-profit sector) という場合、ここでは「ノンプロフィット」ではなく、「ノット・フォー・プロフィット」(not-for-profit sector) という用語が使用されていることが多い。ここで、前者(ノンプロフィット)のアプローチでは、「剰余 (利潤) の獲得は非営利組織にとっても重要であり、それは社会的目的のために再投資されるという事実を正確に把握できないという点で限界」があるが、後者(ノット・フォー・プロフィット)の場合、「利益を上げるという目的のためだけに活動するのではなく、利益は目的のための手段である」(Cabinet Office, 2002:14) ということが含意されていると考えられる²⁾。

こういう観点で「協同組織金融機関」をみた場合、本来的には「営利を求めない」のではなく、「営利を目的としない」という考え方が重要であり、その上に立って「社会的な責任」を果たすよう要求されていると考えられる。

このような認識のもと、以下ではまずはじめに「金融」の原理的關係を考察して置き、ついで「協同組織金融機関における剰余金の配分」の問題に加え、「協同組織金融機関の社会的な責任」についても考察する。

1) 山口 (2007) p92 引用

2) 塚本 (2007) p3 参考

第 I 章 貸付資本と信用制度

菊池道男

1 貨幣と資本

資本主義社会の信用関係は、産業資本の遊休貨幣資本が、流通期間の短縮による流通資本の節約のために銀行を媒介して融通され、生産資本化することを基本的な運動として展開され、その信用制度 (機構) が成立する。

すなわち資本の再生産過程で必然的に生じる遊休貨幣資本の存在が商業信用を可能とし、さらにこの個別資本の遊休貨幣資本を基礎とした信用関係が銀行を媒介として社会的信用関係に転換されるのが銀行信用である。この銀行信用は、信用機構をとおして、産業資本の遊休貨幣資本の利用および流通資本の節約のもとに生産資本の増幅をはかり、他方銀行資本は手形割引をとおして、利子を得る貸付資本として自立化するが、同時に貨幣市場が形成され、さらに信用の組織化が進められ、中央銀行を中心とした信用制度が体系的に構築されるのである。

そこでまず、こうした信用関係の基礎をなしている貨幣および資本関係をみておくことにしよう。

資本主義社会では、他の社会と同様にその経済活動 (生活資料・生産手段の生産) を繰り返しているが、この活動が資本によって支配され処理されている。すなわち資本主義社会は、商品経済に特殊な流通形態としてあらわれた資本が、一定の歴史的条件のもとで、生産過程を包摂することによって成立したものである。資本は商品経済にのみ特有なものであって、元来生産過程と直接には関係なく、貨幣の特殊な使用方法から発生した。つまり資本は貨幣を前提として成立し、貨幣も商品のなかから必然的に生成されたものである。したがってこの資本が労働力の商品化をつうじて生産過程を流通形態に包摂することになると、生産は全面的に商品生産として行われるようになり、生産物はすべて商品形態をとることになる。

こうした特殊事情のもとに、商品の価値と使用価値との内在的対立が、貨幣と商品の外部的対立となってあらわれる関係、すなわち商品の特有の価値形態が展開され

貨幣が生成される関係をとおして形成された貨幣（特殊な商品）は、商品流通において直接交換可能性のもと幾多の機能を展開することになる。

まず貨幣は、商品に対して交換のイニシアティブ（主導権）をとるといふ、一般的等価物としての地位を有し、あらゆる商品に対する一般的購買力を与えられ、流通市場内にあって表現された商品の価値を尺度し、一定量の金価格として客観的に実現する（購買手段・価値尺度機能）。そして貨幣は、商品流通のなかで商品売買を媒介する価値物として機能し、その持ち手を換えて転々と流通することになる（流通手段機能、通貨）が、他方、商品を売って得た貨幣でただちに他の商品を買うとは限らない。この場合、貨幣は商品流通から相対的に自立した状態となり（価値の独立の存在物）、将来の商品購入に向けた商品経済的富として、貯蓄（準備資金）されることも可能である。貯蓄の形成は、それを引当にした債権・債務関係の形成、商品の掛売りを可能にし、いわゆる信用貨幣（credit money、Kreditgelt）の発生の基礎を形成する。すなわち貨幣なしに実現した商品の購買に対して、一定期間後に債権者に支払われる貨幣が、支払手段としての資金である。この資金の機能は、同一の貨幣をもって続けて複数の貸借関係を決済すると同時に、債権・債務関係に基づく債務証券（bond）を貨幣に代えて支払うことになり、ここに流通手段としての貨幣の量による制約から解放し、流通市場を拡大することになるのである³⁾。

貨幣の諸機能の展開によって、流通手段としての貨幣の量は商品流通に応じて調節される。この場合、この調節には金が充てられ、金は価値尺度としての機能をとおして、商品流通市場と地金あるいは貨幣の貯蓄との間を流出入しつつこの調節を行うと同時に、資金としての貨幣の機能を展開する。商品経済的富として貯蓄される貨幣は、元来商品流通市場に対する価値物として自立的に存在するが、商品売って利益をうるために商品を買うという、いわば富の増殖のために支出されることになる

と、価値増殖を遂げる運動体として資本 $G - W - G'$ ($G + g$) となるのである⁴⁾。

ところで、このような諸機能を果たす貨幣は、商品経済的富として無限の蓄積の対象となり、貨幣所有者は独自の増殖活動を展開することになる。すなわち資本は、一定量の貨幣を支出し商品を購入し、この商品を販売し多くの貨幣（利潤）を獲得する運動を展開するが、この資本の運動の一般的形式は $G - W - G'$ ($G + g$) として示される。つまり資本は、この $G - W - G'$ 過程においては、一定の時点では貨幣や商品という形態で存在する。しかし資本は、本質的に貨幣でも商品でもなく、いうならばこの過程をとおして循環しつつ価値増殖することになる。とりもなおさず、資本は貨幣や商品という特殊な形態をとってはすてる変態（metamorphose）をなす価値増殖の運動体である。こうした運動を展開する資本は、支出の対象によって、3つの形式に大別される。

まず、商品売買の価格差をとおして価値増殖が行われるのが、資本の商人資本的形式（ $G - W - G'$ ）である。本来資本家は、商品をできるだけ安く購入し、できるだけ高く販売する、さらにその回転をできるだけ早くし、競争しつつ、価値増殖を展開する。つまり資本は、剰余価値を大きくするため回転期間を短縮することによって、結果として利潤率を増大するのである。しかしこの形式においては、資本は運動体として自立するものの、なお依然として、資本家の個人的手腕に依存すること、各資本相互の利潤率の差異が解消されないことなどの条件のもとに、それ自体において価値増殖する根拠を客観的に確保しえていないのである。

そして、流通過程に対して貨幣を支出することなく、資金として貸付、一定期間後に貨幣資本とともに利子を回収し価値増殖するのが、資本の金貸資本的形式（ $G \cdots G'$ ）である。この形式は貨幣を資金として貸付ることであって、利子は貸付られた資金の代価（一定期間の貨幣の使用料）ということになり、これは商人資本における利潤とは異なり、すべての資本にとって利

3) 宇野 (1964) p36 参照。また、債権・債務関係相殺後の帳尻については、絶対的な価値物である支払手段としての貨幣が要求されることから、支払手段は貯蓄（貯金）とともに現実的な鑄貨（coins、Münzen、金）の機能を果たすことになる。

4) 以上、宇野 (1964) pp37~8。降旗 (1976) pp113~5 などを参照。なお、貨幣の資本への転化については、1960年代以降、形態論理を実体規定から分離して流通形態論として独自に認識する視点のもとに、「貨幣としての貨幣」が資本に形態的に転化する過程、いわゆる「固有の転化論」および資本が自己に内在的に限界を克服すべく形態的發展を遂げる過程、いわゆる「資本形式論」の論争が展開されたが、それらについてはとりあえず、大内・桜井・山口 (1976)。降旗節雄編 (1979年)。時永 (1981)。松本・菊池 (1983) などを参照されたい。

潤率が確定的となる。しかしこの資本形式においては、利子は確定しているものの、資本自身が価値増殖の根拠をもちえておらず、外面的に資本をもって完成形態を示すにすぎないのである。

したがって、資本が価値増殖の根拠を把握するためには、資本が購入した商品消費して新たな生産物を生産する過程とし、その商品を販売することによって剰余価値を得ることができるという、資本の産業資本的形式 $G - W \left\{ \begin{matrix} A \\ P_m \end{matrix} \cdot \cdot \cdot P \cdot \cdot \cdot W' - G' \right.$ (Aは労働力、P_mは生産手段、Pは生産)をとらなければならない。つまりこの資本形式においては、資本の価値増殖の根拠が生産過程にあるために、資本は完全に価値増殖の実体的根拠を獲得するのである。この場合、資本の購入する商品は生産物を生産するのに必要な生産手段だけでなく、労働者の労働力をも商品(特殊な商品)として購入することによって、生産過程は資本に包摂され、資本の生産過程となり、資本の価値増殖が行われる。資本主義社会では、人間の労働力は商品として資本によって購入されるのであるが、それは他に転売されるわけにはいかなないので、生産過程で消費(使用価値)されなければならない。かくして産業資本が成立するには、貨幣財産の蓄積があると同時に、生産手段を持たない無産者大衆が大量に存在することが必要条件とされるのである⁵⁾。

ともあれ、資本主義社会は、資本が労働者の労働力を、商品として支配することによって、労働生産過程を資本の生産過程として実現する特殊歴史社会であり、労働者は自らの生産物でさえ商品として買わなければ自分のものにならず、経済過程の全てが商品経済に支配されることになる。生産過程の商品経済化によって、社会全体がその根底から商品経済化するのである。

2 貨幣資本と商業信用

資本の再生産過程において生じる遊休貨幣資本の存在が商業信用を可能とするが、商業信用は産業資本が遊休貨幣資本を相互に融通しあって、商品資本の流通期間を短縮し、同時に流通資本を節約して、価値増殖を維持・拡大させるための信用機構である。

すなわち価値増殖するにあたって障害となっていた剰余価値の差異を解決した産業資本は、利潤の一部を地代として土地所有者に支払うことによって、資本の運動機構の内部に対処した。しかしながら産業資本は、今なお資本家間で遊休貨幣資本を融通し、社会的に剰余価値を増進して、利潤の一部をその代価として受け取る関係、いわゆる利子関係を解明しなければならない。それは資本の再生産過程における流通期間(商品・貨幣形態)の処理に基づくものである。この流通期間は、産業資本にとって生産された生産物が社会的価値として承認を受ける過程(商品の「命がけの飛躍」)であり、資本循環にとって欠くことのできない一環をなしている。しかし、この流通期間に支出されている流通資本は、剰余価値を生産することなく、むしろ積極的にその費用を必要とする。この流通費用は、いうまでもなく資本の価値増殖にとって大きな制約をなすのである。

かくして産業資本の運動においては、流通期間の存在は同時に、流通期間の延長にともなう追加的な購入資金、価格変動に対する準備資金、固定資本の償却資金、および蓄積資金などの遊休貨幣資本を必然的に存在せざるをえない。つまり個々の産業資本は、生産にあたってその全資本を一度に生産過程に投入しえないし、また常にその全部が生産過程にあって、剰余価値の生産を行っているわけではない。どの産業資本にとっても流通期間が必要であり、資本の一部は常に商品、貨幣の形をとる流通資本として存在せざるを得ないのである。事実、産業資本は、生産過程で価値増殖するのであって、生産資本に支出せずに遊休貨幣資本として留保することは、そのままでは剰余価値の生産に役立たないし、むしろ価値増殖に対して制約をなすものである。つまり、商品の販売過程は、剰余価値を生産しないので、流通期間の短縮、流通資本の縮小が果たされればされるほど、一方で流通費用が節減され、他方、それだけ資本の価値増殖の増進が実現されることになる。したがって産業資本が商品経済において増殖活動をするかぎり、この遊休貨幣資本の存在は、資本の再生産過程の展開に必要な不可欠のものであり、避けることができないのである⁶⁾。

ところでこの遊休貨幣資本は、資本家にとっては利潤

5) 以上、降旗(1976) pp115~8。時永(1965) pp113~5などを参照。

6) 山口(2001) pp17~23。降旗(1976) p167。桜井・浜田・春田・山口・永谷・河西(1979) p291などを参照。

を生産しないと同時に、資本の再生産過程の維持と拡大のためには不可欠なものであり、価値増殖への制約を合わせ持つことになる。資本は、こうした制約を個別資本の信認関係において、遊休貨幣資本と商品資本とを特有の流通機構を利用しつつ解決するのであって、この流通機構（資本主義信用の基本的形態）が商業信用（commercial credit、Kommerzieller kredit）であり、資本主義的生産方法の内部から展開させるのである⁷⁾。例えば、織物資本家Bが紡績資本家Aから商品を購入する際（恒常的取引関係にある場合）、Aには一定の遊休貨幣資本が存在し、Bが一定期間後に商品代価の支払を約束する手形（promissory note）を利用すれば、Bはさしあたり資金なしに生産を継続することができるし（AがBに与えた信用＝商業信用）、またAは、自分の必要とする商品を棉花業者Cから購入するのに、この手形を（裏書き〈endorsement〉）利用することができる。さらに、Cはこの手形でもってDから商品を購入するというも行われる。ここで手形は、貨幣と同じ社会的機能を果たす信用貨幣として流通することになるが、最後に手形債務が相殺されれば、流通資本は大いに節約されたことになる。こうした信用連鎖は、産業資本家が、資本の再生産過程において形成される遊休貨幣資本を基礎にして、商品としての生産物を、一定期間後に貨幣をもって支払を受けるといった条件のもとに、他の産業資本家に信用で販売することが可能となる。しかも現金でならば販売できないときにも手形ならば販売することができるという点で、信用を与える資本家にとっても、それは重要な意義がある。またこの信用関係は、資本家が一方的に信用を与えるというだけでなく、信用を与えると同時に、信用を与えられるという関係をも展開する。ここに商業信用は、剰余価値の生産に直接役立たない遊休貨幣資本を基礎にして、これを個々の資本家が相互に利用し、商品資本の貨幣への転化を促進する一方、他方で貨幣資本の相対的節減を可能ならしめ、さらに生産過程に支出され

る資本を一層拡大する機構となり、この結果、資本による剰余価値の増進をもたらすことになるのである⁸⁾。

しかしながら、こうした複雑に交錯し、社会的に結合している信用関係は、産業資本の社会的関連に基づいた制約のもとに形成されている。すなわち産業資本は、資本の再生産過程が相互に社会的な関連性のもとにあることを前提としている一方、他方では再生産過程の社会的関連に制約され個別的な関連においてしか成立できない、という制約のもとにおかれているのである⁹⁾。

ともあれ、信用関係は、元来資本家相互の取引関係にあり、この信頼関係が維持されることが前提となる。しかし、この取引の連鎖が中断されるような事態が生じた場合、この全ての信用が瓦解されることとなる。事実、こうした個別的な産業資本の信用関係を前提とした商業信用は、社会的信用関係（機構）へ展開されざるをえないのである。

3 貸付資本と銀行信用

個別資本の遊休貨幣資本を基礎とした商業信用が、銀行を媒介として社会的信用関係に転換されるのが銀行信用であり、この信用は銀行による貸付の形式をもって、貸付資本－利子関係が成立するとともに、中央銀行を中心とする信用制度が確立されるのである。

すなわち、商業信用は、個別資本の遊休貨幣資本を基礎とし、資本相互間の再生産過程における関連を前提とせざるを得ないという社会的信用関係として制約があった。この制約は、産業資本の運動において一定期間遊休する貨幣資本を預金として銀行に集中されることによって解放される。つまり、銀行は、個別資本における遊休貨幣資本を預金として社会的に集中し、これを基礎にして必要に応じて資本家間の商品売買の促進のために資金の融通を行う。この場合、銀行は手形を割引ことで、各産業資本家がそれを基礎にして互いに与えあってきた信

7) この遊休貨幣資本は、近代的信用制度に基づいて、産業資本相互間において融通されるのであって、この結果として、流通資本の縮小および生産資本の拡張が可能となる。しかし事実、「信用は産業資本と商業資本間で行われることが多く、また歴史的にも近代的信用制度は商人資本と産業資本間での信用をとおして形成されてきたにしても、事実、産業資本間での信用関係から出発しないことには、近代的信用制度の本質は把握できない。したがって産業資本と商業資本、産業資本と銀行間の歴史的に変化する信用関係や近代的銀行の歴史的形形成も解明されうることになるのである」桜井・浜田・春田・山口・永谷・河西（1979）pp293～4引用。

8) 宇野（1964）pp197～9を参照。

9) 山口（2001）pp23～25。降旗（1976）pp167～169などを参照。

用を、自分のところに集中させた遊休貨幣資本を利用し、これに代わって銀行信用 (bank credit、Bank kredit) を与えるのである。手形割引は、銀行が利子を差し引いて手形を買取り、一定期間の後に手形金額の支払いを求めるということになる。その意味において銀行信用は、商業信用の基礎となっている各産業資本における特殊な個別的关系を、社会的なるものに転換するものにはかならず、この際の手形割引が銀行信用のもっとも基本的な信用形態である。かくして商業信用は、銀行の媒介によってより一般的な社会的な銀行信用——銀行資本と他の資本との間の信用関係——に転化されるのである。この信用制度 (Kreditwesen) をとらえて、各産業資本家の遊休貨幣資本の利用とそれによる流通資本の節約とは資本家社会的に一般化し、流通資本の生産資本化が進展することになる。これによって個々の資本は、自己資本の限度を超える資本をもって剰余価値を生産することになる¹⁰⁾。

一方で銀行資本は、資本の再生産過程を基礎にして社会的融通を媒介する費用として投下され、手形割引をとらえて貨幣の貸付が得られる貸付資本に転化する。すなわち銀行は、資金の貸付を行う場合、この貸付利子の一部を預金の利子として支払い、その差額 (利鞘) を自己資本に対する利潤として獲得することになり (価値増殖の根拠)、その資金は、いわば一つの商品として、貨幣市場をとらえて売買される。したがって貸付・預金の利子についてもその基準は、貨幣市場における資金の需要・供給関係の変化によって、まさに商品経済的に調整され決定されることになる¹¹⁾。ともあれ信用制度が確立されると、資本の流過程から独立した資本は、貸付に対して一定期間後には利子を加えて回収されることが一般的

となり、これが利潤率の上昇に役立つものとして使用価値をもち、銀行の媒介する商品となるのである¹²⁾。

ところで、このように貸付資本—利子関係が成立し、銀行資本が平均利潤を得ることになれば、それによって示される、社会的再生産過程の拡張を媒介するものとしての社会的信用を根拠にして、銀行は、集中した預金を支払準備金として、銀行自身の支払約束書である銀行券 (bank note、Convertible、いわゆる兌換銀行券=信用貨幣) を発行し、これで手形割引を行うことになる。この銀行券は、いつでも現金を支払うことが約束された債務証券であり、その流通が基礎づけられている。またこれが、期限のない一覧払債務での手形割引という形態をとり、その流通範囲は商業手形よりも広くなることから、銀行は、これにしたがって手持ち資金量の何倍かの銀行券を発行し得ることにもなるわけである (信用創造)。そして、この準備金を上回る銀行券の発行という関係は、いくつもの銀行が特定の銀行にその資金を集中し、その準備金を基礎として銀行券を発行することによって、さらに増幅される。つまり、信用力のある一つの銀行が、他の複数の銀行から集中された資金を支払準備金として銀行券の発行を集中するという関係が形成されることになる。歴史的にはこの関係のもとに、中央銀行 (特別の銀行) はそれに基づいて中央銀行券を発行する一方、他方、個々の銀行は銀行券発行の意義を失い、銀行券による貸付に代わって帳簿上の信用 (book credit、いわゆる「帳簿信用」=信用授与の形態) が重要な役割を演じることになる。その結果、中央銀行は、集中された兌換準備金 (国際的支払準備金) にある程度の制約を受けるものの、その何倍もの中央銀行券を発行することになる (信用創造)¹³⁾。他方、個々の銀行は金貨およびこの中央銀行券をも準備

10) 渡邊 (1975) pp146~148。山口 (1971) p140 などを参照。なお、この追加的な剰余価値の生産が、貸付資本—利子という近代的な利率の基礎となるのである。

11) 資本主義社会の分配関係は、資本家相互および土地所有者との間で、剰余価値がいかんして利潤・地代・利子として分配されるかを考察の対象とする。まず、剰余価値が個々の産業資本の間に利潤としていかんして分配され、そして土地所有には剰余価値の一部を地代として分与され、この関係は、さらに資本の所有に対しても剰余価値の一部が利子として分与されるものとする (利潤の再分配) 形態を展開することによって、資本主義社会は一貫した体制を整えることになる。

12) 以上、宇野 (1964) pp201~202。降旗 (1976) p169。桜井・浜田・春田・山口・永谷・河西 (1979) p300などを参照。

13) 宇野 (1964) pp204~205。降旗 (1976) p170。鈴木・波多野・原 (1969) pp64~69。春田 (1971) p171。吉富 (1971) p243などを参照。なお、このように銀行券発行が集中されてくると、この発行銀行は公共的性格を持つことになり、どこの国においても発券を行う銀行は半官半民の体裁を整えることになる。それは中央銀行券が貸金支払や資本家の個人消費にも使われてその国の一般的な流通手段ないし支払手段としての地位を占めてくるからにはかならない。また貨幣・信用制度の歴史的発展においてみると、イギリスの場合「1844年のピール条例 (Peel's Act) を中心とする銀行制度の改革により、国内の金貨準備は、イングランド銀行に集中され、その他の銀行は発券をやめ、もっぱら預金通貨を管理する預金銀行へと専門化していった。こうして

金として、この何倍かの地方銀行券を発行できる（信用創造）と同時に、何倍かの帳簿上の預金残高を設定することができ（信用仲介）、いわゆる預金銀行としての性格を強めることになる¹⁴⁾。かくして、個々の銀行が銀行券発行を消滅させ、その発行が中央銀行に集中され、中央銀行券が重要な地位を占めるようになると、相対的に金の節約という結果を生ずることになり、また、資本の運動過程のなかに流通している貨幣資本としての貨幣も、信用組織をとおして大いに節約されることになる。ともあれ信用組織の頂点にたった中央銀行は、事実、手形の再割引による銀行券発行高の伸縮とこれに対する金準備の動向とを基準として、商品流通に対応した貨幣の必要量を調節すると同時に、社会的な資金形成そのものを媒介することになる¹⁵⁾。

以上、こうして中央銀行の発券業務と個々の銀行の貸付業務との分業関係が社会的に明確にされ、中央銀行を頂点とした組織的な整備が進められ、信用制度が体系的に構築されることになるのである。（菊池）

第Ⅱ章 協同組織金融機関の剰余金の配分に関する考察

前田 拓生

1 協同組織金融機関の「非営利性」について

協同組織金融機関である信用金庫や信用組合は、一般に、株式会社金融機関とは違い「非営利」であることを標榜している。しかし、「構成員に対する利益の分配」が行われないということをもって、一般に「非営利」とされている¹⁶⁾ことから考えると、信用金庫等は上限が規制されているとはいえ、剰余金を分配しているので、一般的な認識からすれば「非営利」とはいえないように感じる。

けれども、公益法人協会¹⁷⁾でも信用金庫や協同組合(各種の協同組合法)は中間法人であり、「非公益」¹⁸⁾ながら「非営利」と位置づけられている¹⁹⁾。この根拠は、信用金庫等が属する「協同組合」が「組合員の相互扶助(組合員の事業または生活の助成)を目的とするため、非営利

中央銀行券とそれを取り囲む市中の預金銀行という近代的銀行分業体制が成立する。ここに金→銀行券→預金通貨という信用貨幣の組織的体系が生ずることとなり、通貨構造の最も基底にある金貨幣が、全信用通貨体系を支え、その価値を貫くのである」竹村・玉野井(1978) p55 引用。また、銀行券が中央銀行に集中され、同時に、その無制限通用が国家によって保証されるようになれば、銀行券は貨幣と同じように流通性をもつようにみえるが、しかし政府紙幣と違って手形と同じ性質のものであり、その流通自体も基本的には手形の流通と同じ原理に基づくのである。

- 14) 個々の銀行は、通常市中銀行、地方銀行に代表されるが、商業銀行を指すのが一般的である。中央銀行に発券業務が集中されると（信用創造）、商業銀行は手形の再割引をとおして中央銀行の発券業務の下請けを行うと同時に、独自の機能としては、中央銀行券の形態での購買・支払手段準備金を集中し、信用の創造・仲介機能を果たすことになる。
- 15) 資本主義国の貨幣は、金貨幣を中心にして、補助貨幣、そして銀行券が存在するようになり、銀行券が貨幣の流通必要量を調節することになる。實際上、金は中央銀行の準備金(対外的な支払の準備金)としてだけ意義をもつ準備金として蓄蔵され、国内的には金貨幣自身の流通をみないということさえある。しかしながら金は、銀行券に対する準備金として兌換され、自ら商品として他の商品と交換されうるものであり、いうまでもなく銀行券が価値尺度としての金貨幣の機能を代位するわけではないのである。
- 16) 日本銀行金融研究所(2003)では「営利性の内容については、①構成員に対して利益を分配することを指すとする説(利益分配基準説)、②利潤の獲得を目的として事業活動を行うことを指すとする説(事業目的基準説)および③両基準のいずれか一方により営利性が認められれば営利性があるとする説(両基準併用説)が存在するが、今日では、①のように、『構成員に対する利益の分配が行われること』を営利性の内容と解するのが一般的である」(p36)としている。
- 17) 財団法人公益法人協会 HP
<http://www.kohokyo.or.jp/non-profit/hojin/hojin-categoly/index01.html>
- 18) 「公益性」とは、日本銀行金融研究所(2003)において「法人の行う事業に着目し、これが『不特定多数の者の利益を図る』ことを意味すると解されている」(p37)のであるが、「公益性の内容に踏み込んだ定義がなされていないため、その具体的な意味合いは曖昧であると指摘されている」(p37)とも述べている。
- 19) 日本銀行金融研究所(2003)では「公益を目的とし、かつ、営利を目的としない法人は公益法人(民法34条)、営利を目的とする法人は営利法人(同法35条1項)、営利も公益も目的としない(社員に共通する利益を図り、かつ、営利を目的としない)法人は中間法人(中間法人法2条1号)となり、それぞれの根拠法に基づく法規整を受ける」(p36引用)ということになっている。なお、財務省財務総合研究所研究部(2004)では非営利組織である根拠として「市場競争に任せておくと市場の失敗が発生する可能性があること、第1次産業従事者(食糧インフラの維持)・中小企業(雇用基盤の確保)・消費者といった市場支配力の弱いパトロンを保護する政策がとられていたこと、そして、国家資格(国による質の保持)や農地・都市環境という公共性の高い財・サービスを扱っていることなど」を挙げている。

法人とされる²⁰⁾からである。ここで、「協同組合」は現行法制上、「一般的な定義に関する法律上の規定は存在しない」が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）22条が同法の適用を除外することにして「組合」の場合、「協同組合制度に共通する制度的特徴²¹⁾を備えていると考えられるため、「各協同組合法は、これに合致するか、相当程度接近している団体を協同組合と呼んでいる²²⁾とされている。

すなわち独占禁止法の適用除外になっている組合とは、「法律の規定に基づいて設立された組合であって、①小規模の事業者または消費者の相互扶助を目的とすること、②任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入または脱退できること、③各組合員が平等の議決権を有すること、④組合員に対し利益分配を行う場合には、その限度が法令または定款に定められていることの4要件を満たす²³⁾組合をいうのであり、このような要件を満たす組合は、1966年に行われた第23回大会（ウィーン）で採択された協同組合原則²⁴⁾（以下「66年原則」）にも準じていると考えられる。

つまり、信用金庫等は「協同組合」としての性格を有しているので「非営利」であるということになる²⁵⁾。

では、「協同組合は非営利である」ということについて検証する必要があるが、この検証に入る前に「協同組合の歴史」についてみていこう。

2 ライファイゼンとシュルツェ

1) ライファイゼンとシュルツェ

「19世紀のドイツでは、ヘルマン・シュルツェ・デーリッツ(Hermann Schulze Delitzsch)とフリードリッヒ・ウィルヘルム・ライファイゼン(Friedrich Wilhelm Raiffeisen)によって、二つの異なった種類の近代的協同組合が創設され、それがその後の全世界の類似組織創設のモデルとなった」とされている。

2) シュルツェの出資および配当に関する規定

シュルツェ²⁶⁾では「少数資本家によって権利を奪われないために、各組合員の持分を1株とし、その金額をことさら高くして、分割払込をされ」たが、これは「貯蓄によって出資させる方式」であり、「この出資と組合員の無責任とによって得た信用による借入金をなし、これを組合員に金融²⁷⁾としていた。そのため、出資および配当に関しては、以下のように規定されている²⁸⁾。

- ・純利益のなかから準備金が留保され、損失補てんや組合資本の増加にあてられる。
- ・組合員は出資を行い、配当はその金額に応じてなされる。

3) ライファイゼン²⁹⁾の出資および配当に関する規定
他方、ライファイゼンにおいては「低利で資金を得て費用をかけず、低利で貸付、業務を組合員の相互扶助に

20) 日本銀行金融研究所（2003）p20 引用

21) 磯部（1965）pp4～5 引用

22) 日本銀行金融研究所（2003）p20 引用

23) 日本銀行金融研究所（2003）p20 引用

24) 第23回大会（ウィーン）で採択された協同組合原則は「(1)加入の自由、(2)民主的管理、(3)資本利子の制限、(4)剰余金（節約金）の配分基準、(5)教育促進のための準備金、(6)協同組合間協同」（武内哲夫/生田靖（1976）p51）である。これは「1930年ウィーンにおける第13回大会で…ロッテデール公正先駆者組合の規約や定款などを検討のうえにたつて、…1934年のロンドン大会の討議を経て、1937年のバリ大会で…『協同組合原則』（武内/生田（1976）p45）を改訂したものである。

25) John A. C.（1996）によれば、アメリカでは「一般的に、協同組合が『協同組織自体、すなわちその組合員自身に利益をもたらすことを目的とせず、もっぱら生産者たる組合員への援助を目的として設立されるかぎり、非営利的なもののみなされる』旨を規定」（p163）としている。

26) 武内/生田（1976）はシュルツェの特徴を以下のように述べている。「人間性のなかにある個人主義的傾向と共同社会的傾向という二つの意思が、最も合理的に結合されたものとして協同組合を考えている。個人の利己心と共同社会的意識の調和は、健全な社会存立の基礎であり、それを実現するのが協同組合であるとするのである。そこでは個人主義的傾向に基づく自由競争は排除されているわけではなく、むしろ競争者に自由競争に関して、等しい条件が与えられる必要があると考えている」（p32）

27) 近藤（1962）p59 引用

28) 武内/生田（1976）p33 参考

29) 武内/生田（1976）が指摘するように「ライファイゼンの協同組合が著しく発展したのは単位組合だけの存在ではなく、中央組織を設立したからであると考えられる。つまり、「1872年『ライン農業協同組合銀行』が設立されてからである。これは後にウ

限定する」ということが特徴である³⁰⁾。また、ライファイゼンは宗教的信念に支えられていたこともあり、「自助力行」と「自己管理（自治）」を二つの根本原理として、その協同組合の設立と運営の基本に置いた。そのため、出資および配当に関しては、以下のように規定されている³¹⁾。

- ・法律の認めるかぎり非出資制とし、もし出資制をとる場合、出資口数は1人一口とし、これに対する配当の率は組合貸付金の利率を超えないものとし、それ以外には利子は支払わない。
- ・事業よりあがる利益はこれを不分割の共同財産として積み立てる。

つまり、ライファイゼン型においては、「剰余金のすべてを積立し、組合の強化だけでなく、地域の公益事業にも利用することを考え」、「そのため、組合解散時には準備金は不可分とされ、公益事業へもたらされることになっていた³²⁾」ようである。

4) ライファイゼンとシュルツェの違い

基本的には「シュルツェの組合は商工業者を基盤とし、ライファイゼンの組合は農民を基盤とするもの」であるが、基盤の違いだけでなく、「ライファイゼンの組合は組合員の出資が不要であり、組合が事業を行う区域が比較的狭く限定されるのに対し、シュルツェの信用組合は出資を必要とし、区域を限らない、などの違い³³⁾」があることがわかる。

このような違いに対して「協同組合銀行には2つの原理とそれに基づく2つの結果がある³⁴⁾」と考えられる。つまり、シュルツェのような場合、「利潤追求原理で、ある程度の出資が要求され、それに対する配当の制限もない」のであり、いわば規模の利益を共同で享受することを目

的とし、また実際高配当がもたらされる可能性を有している」と考えられる。ただし、「道徳的要素は希薄であり、ゆえに道徳益効果は期待できない」ということになろう。一方、ライファイゼンのような場合、「出資する余裕のない人々による道徳的原理を主軸にする組合」であり、「組合員の道徳に重点をおくため、経済的利益が前者（シュルツェのような利潤追求原理をもつ組合）程の規模になるとは考えていない³⁵⁾」ということになろう。

3 協同組合とその出資

ライファイゼンのような場合であっても、協同組合は資本主義社会における経営体であるので、「事業」を行うに際しては「資本」が必要にあろう。

実際、平石（1997）が指摘するように「資本形成において外部資本の援助は19世紀の初期の運動から存在していた」ようである。しかし、協同組合の場合には、「できるだけ組合員の力で解決しようとする」と別の影響が生じる」のだという。つまり、外部資本に頼って、「高率配当によってインセンティブを付与しよう」とすると投資目的の要素が加わってくる」ことになるからである。さらに、一旦高い配当などにしてしまうと、「適度の配当率や持分加算の思想を加味しないと今度は出資するインセンティブが働かないという矛盾が発生する³⁶⁾」ことになる。

このように「資本を大きく要求する市場経済下の企業になればなるほど、資本の形成と協同組織の理念の調和が問題になってくる」といえよう。

しかし、1966年に行われた第23回大会（ウィーン）で採択された協同組合原則以降、剰余金の処分については、「組合員のなかに、①組合はその収益を定期的に配分する義務があると思わせたり、②配当率は組合の能率のもつ

エストファーレン、ヘッセンの地方中央金庫と合併し、「ドイツ農業総銀行」となるが、1876年に解散し、翌年「農業中央貸付金庫」になった。また、同年、協同組合中央会にあたる Anwaltschafts-verband が設立され、単位組合の監督業務に当たるとともに宣伝活動に従事し、このためライファイゼン系の組合の普及が一段と促進された」（pp39～40）。ただ、この点に関してはこの論文でのテーマから離れるため、別の機会に研究をする。

30) 近藤（1962）p63引用。なお、ライファイゼンはこの特徴のため「シュルツェとちがいが、狭い範囲で事業をするのに満足し、伝導もしなかったから、拡張は緩慢であって、第二の銀行が出来たのは五年後であり、その後も徐々に進んでいった」ようである。

31) 武内/生田（1976）p39参考

32) 長谷川（2000）p111参考

33) 神吉（2006）p7引用

34) 長谷川（2000）p116引用

35) 長谷川（2000）pp116～117参考

36) 平石（1997）p162参考

とも信頼できる指標であると考えたといった、思い違いを生ぜしめていると述べ、一方、経済発展の進んだ国においては、配当の役割や重要性が変化してきており、組合員の期待に応じるため追加資本の形成に対応して、新たな措置が講ぜられる必要がある」という指摘がある³⁷⁾。これを受け、剰余金処分については「組合員の決定によって、①協同組合の事業発展のための準備金、②共通サービスのための準備金、あるいは③組合利用高に比例した組合員への配分という選択基準」³⁸⁾が示されている。

このように剰余金に対する配分に制限があるとはいえ、近藤（1962）がいうように「協同組合は、法律的に最低限度の定めのある人が資金の持ち寄りによって事業を営むという点において株式会社と同じ」なのであり、「株式会社の非常に多くが、商業資本の企業形態であるという点でも両者とも同じ」ということになる。

しかし、「協同組合にあっては、出資者である組合員が主人であって協同組合はそのための『施設』としてとどまる」と考えられる。反対に、株式会社は、「出資する株主の経済とは全く独立した企業として会社は組織運営され、それを構成している株主の個人資本とは独立に、それ自身の論理によって動く」ことになる。つまり、「株式会社の経営権は企業体そのものにあり、ここの株主は、会社の事業の内容に対して発言することはできるけれども、それは株主自信の個別的な事業の必要という観点からではなく、出資の安全有利な運用とか、収益に対する請求権に基づくところに限定される」³⁹⁾ことになる。

以上から、株式会社と対比するとき協同組合は、「拘束された商企業」⁴⁰⁾ということが出来る。この場合、協同組合では「組合員が主人であって、組合はその『施設』に

すぎないという基本的関係」があり、「協同組合は企業体でもあるけれども、必ずしも常に利潤を上げることを目的とするものではなくする」ということにつながる。つまり、企業体としての協同組合は「利潤をあげなくとも、組合を組織することによって、組織員あつての協同組合である」と近藤（1962）は指摘している⁴¹⁾。

4 協同組合の剰余金配分

近藤（1962）の指摘を深掘する前に、以下では、協同組合の剰余金における配分について検証する。

「ロッヂデール原則」として知られる「ロッヂデール構成先駆者組合」の「先駆者の目標、オウエン的理念」⁴²⁾において、協同組合の剰余金配分は「組織の資本金は、必ず組合員の出資をもって構成し、その出資に対しては一定率の利子配当を行うこと（出資配当制限の原則⁴³⁾」⁴⁴⁾とされていた。その後、上述の「66年原則」により「資本利子（出資金配当）の制限、剰余金（節約金）の配分基準」を定めることを要請している。

この66年原則の立場は、「現代資本主義のもとにおいて協同組合が激しい競争条件のもとで存立するためには、際限のない資金調達の見舞われ、それに対処するための経済的誘因として、利子支払いあるいはその水準についての、現実的対応に迫られる」ので、「協同組合が単に私企業体制下の付属物たることを脱し、全経済制度の中に道を拓きそれを引っ張ってゆくためには、資本の有用性についてより弾力的な態度で研究されるべきである」⁴⁵⁾という立場からかなり弾力的なものになったと武内/生田（1976）は指摘している。

37) これは「従来（33年原則）の利用高配当の原則」についての指摘である（武内/生田（1976）pp52～53）。

38) 武内/生田（1976）p53 引用

39) 近藤（1962）p2 参考

40) 協同組合は「収益に対する請求権に基づくところに限定される」という意味で「拘束されている」ということになる。ただ、この用語についての詳細は近藤（1962）p2 参照のこと。

41) 近藤（1962）p3 参考

42) 「ロッヂデール構成先駆者組合」については武内/生田（1976）pp10～12を参照

43) 但し、歴史的にみた場合には、利益金の配当方式については当初三つの案（出資に比例、提供労働に比例、そして購買高に比例）があったと武内/生田（1976）は指摘する。なお、現在の協同組織の基本制度では、「利用者が出資し、会員となることで事業利用権を取得し、協同組織は会員の利用割合に応じて収益を還元することとしている。この制度は消費協同組合などでは収益に応じて市場より低い価格設定を行うことで、購買量の多い会員ほど多くの恩恵を享受できるなど自動的に達成できる仕組み」になっている（廣住亮（2004）p44）。

44) 武内/生田（1976）p12 引用

45) 武内/生田（1976）p52 引用

他方、この経営活動の「成果」において、「出資金配当の制限」、つまり「購買高配当の原則」については、株式会社と協同組合との間に大きな違いがみられる。

つまり、株式会社は、利潤の獲得を唯一の目的として経済活動をおこなっているものであり、「その成果である利潤部分は内部留保をのぞいて、その企業の所有者すなわち株式所有者に配分」され、この方法が「資本主義的企業の利潤配分原則（つまり「資本主義的配分原則」）といわれるものである⁴⁶⁾。

一方、協同組合の場合であっても、資本主義社会における経営体なので、株式会社の場合と同様に、「継続的に経済活動をおこなうためには、つまり協同組合経営の一応順調な再生産（拡大再生産も含む）が継続されるためには、得られた『成果』の一部を内部に留保することも必要」となる。したがって、協同組合であっても継続企業として必要となる部分については「成果」から差し引くことになる。しかし、その内部留保を差し引き残余の「成果」の配分については、資本主義的配分原則を採用せず、「組合員の出資額（株式会社でいえば株に相当するもの）に対する配当については一定枠内（例えば5%以内）におさえて、その残余の『成果』については組合員が協同組合のおこなう経済活動＝各種事業に具体的に参加した、その参加応分＝利用高に応じて配分する、という方法を採用」している⁴⁷⁾。

このような協同組合持分に対する剰余金配分の制限の目的について、John A. C. (1996) は「本質的に借入資本である協同組合持分に対する配当を『合理的』な率に制限し、もって業務運営上の純利益または『差益』を組合員の利用高に応じて配分できるようにすることにある」とし、さらに「業務活動より生ずる純利益の相当部分が、現在利用高に基づく割戻しとしてではなくむしろ持分配

当として支払われた場合、当該協同組合は、その限りで、現存利用者による協同組合利用から生じた持分所有者に対する利益配当のために使用する私企業と化すであろう⁴⁸⁾と指摘している。つまり、協同組合は人格的結合を重視すべきであり、ウォルフ⁴⁹⁾がいうように「株式会社の如き資本結合のような状態に協同組合が陥ってしまい同化してしまうのであれば、協同組合銀行の特質は失われ、株式会社との差異は消滅してしまうであろう」と警告している⁵⁰⁾。

5 協同組合の利潤

以上のようにみえてくると、協同組合の場合、剰余金が発生した時にそれを制限なく配分すると「株式会社との差異が消滅」するので、「剰余金の配分を制限すべきである」ということになる。しかし、近藤 (1962) が指摘したように、協同組合では「組合員が主人であって、組合はその『施設』にすぎないという基本的関係」があるということについて発展させ、社会的な総利潤を考慮した場合には、適切な「剰余金の配分」を行わないと、協同組合としての存続が危うくなることがわかる⁵¹⁾。

近藤 (1962) においては「協同組合は企業体ではあるが、いわば一つの『施設』」なので、企業自体としては利潤の追求を目的としていないことになる。このように考えた場合には、「協同組合は剰余価値や資本主義利潤を廃絶するものではなく、総利潤のうち商業利潤に割かれる部分を節約するに役立つところの制度とみるべき」(p20) ということになる。また、武内/生田 (1976) がいうように「経済活動を行えば当然なんからの『成果』が発生する」のであり、「それはマイナスの『成果』である場合もプラスの『成果』である場合もあろうが、もっ

46) 日本銀行金融研究所 (2003) でも「利益配当を行わないうに、会社内部に利益を留保せず、外部に流出させるような定款の定め（例えば、「利益はすべて慈善団体に寄付する」旨の定め）を置くことは、利益を受ける構成員（株主）に対してコントロール権（議決権）を付与するという株式会社制度の枠組みそのものが成り立たなくなることから、認められないと考えられる」(p36)と指摘している。

47) 武内/生田 (1976) pp156～157 参考

48) John A. C. (1996) p166 引用

49) ヘンリー・ウォルフ (Henry W. Wolf 1840-1930) については長谷川 (2000) p97～を参照。

50) 長谷川 (2000) pp110～111 引用

51) 但し、この場合「剰余金の配分」といっても「社会的な総利潤」ということになるので、名目的な金額を言っているわけではない。

52) 近藤 (1962) では「企業自体としての利潤を追求しないところから、飛躍して、それは利潤なき社会を目的とする運動であるという理解である」(p25)と述べられている。

とも結果的にいえば、常にマイナスの『成果』しか生み出さず、プラスの『成果』がまったく期待しえないとすれば、というよりも協同組合の経済活動が、組合員に対してならプラスの『成果』を生みださないと仮定すれば、現状の資本主義的な市場競争関係のもとでは経営体として存続しえない⁵³⁾ (p156) ことになる。

以上から、協同組合が「総利潤のうち商業利潤に割かれる部分を節約するに役立つところの制度」とすると、協同組合はその仕組みにおいて「総利潤のうち商業利潤に割かれる部分を節約する」ことが可能であるということになる。そして、「商業利潤に割かれる部分を節約」しても、経常的に「プラスの『成果』を期待できる」主体であるということになろう⁵⁴⁾。それゆえ、「協同組合は、節約された利潤の社会的再分配をうけつつ、原価供給の形をつうじてそれを組合員に分配している⁵⁵⁾」ということになる。

したがって、例えば、組合員が出資金を「配当すくなくとも利子をえる形で一般的にもちい」、商品の購入については、協同組合の仕組みよりも、「よりすぐれた『機能』のはたし方をする『普通の企業形態の商業資本』を使用したほうが有利な状況があった場合、当該「普通の企業形態の商業資本」は、「協同組合の原価水準まで供給価格を引き下げながら、組合員がそうすることを誘導し、協同組合が『機能』をはたすことをやめるのをまつ」ということになろう⁵⁶⁾。

6 協同組織金融機関の「機能」

そもそも協同組織金融機関も「協同組合」の一つなので、このような協同組合の「機能」は協同組織金融機関においても観測することができる⁵⁷⁾。

協同組織金融機関について日本銀行信用機構局 (2004) は「協同組織金融機関の主たる利用者は、地域・業域など『共通の繋がり』を有する一定範囲に限られている」ため、「協同組織金融機関においては、業務に付随する最大のリスクである信用リスク面の審査について情報入手等が比較的容易」であり、「会員の多くが同一コミュニティに帰属するため、他の会員からの評価・評判が意識されることがリスク管理上の強みとされている」(p9) と指摘する⁵⁸⁾。実際にも、この「強み」により「リレーションシップ・バンキング」が可能になり、ソフト情報を活用した形で、「情報の非対称性が高い」とされる主体（つまり、中小企業や個人など）に対する貸出を行うことが可能になると考えられる。

つまり、協同組織金融機関における「節約された利潤の社会的再分配」とは、会員の多くが同一コミュニティに帰属するため会員企業のソフト情報の入手を容易にうけることができるということであり、株式会社金融機関であれば実現不可能な「低い貸出金利（リスク調整後）」を提示することができるという意味で、会員企業である「組合員に分配している」ことになろう。

53) この点に関して三輪 (1969) も「『普通の企業形態の商業資本』の場合、…『利潤を求め』る、さらにいえば、可及的最大の『利益を求め』る。しかし、そうしたいわば主観的な意思をもっているからといって、個々の『普通の企業形態の商業資本』は、かならず利潤をえられるわけではない。また、主観的な意思が強いからといって、より多くの利潤がえられるわけでもない。利潤をえられるかどうかは、そうした個々の資本の主観的な意思のあり方をこえている」(p13) と指摘している。

54) 但し、ここにおいても「プラスの『成果』」は「社会的な総利潤」ということになるので、名目的な金額を言っているわけではない。

55) 三輪 (1969) p34 引用

56) 三輪 (1969) p35 参考

57) この点について近藤 (1962) は「一つは貨幣はいろいろな面をもっているが、資本主義社会では一つの商品にすぎず、価格をもって取引されるという点である。金融機関は銀行も信用組合も、貨幣という商品を取り扱うところの商業資本である、という一面を持っている」(p40) と説明している。

58) その他、日本銀行信用機構局 (2004) では「協同組織金融機関は、典型的には、出資者である会員が同時に利用者となっており、会員間には地域や業域などに基づく「共通の繋がり」が存在する。また、協同組織金融機関の経営理念は、株式会社のように投資主体としての株主の利益を追求することではなく、個人や中小企業などの会員間の相互扶助にあるとされる。このため、不特定多数の顧客と取引する銀行と比較して業容が小規模な先が多く、反面その機関数が相対的に多いのが各国共通の大きな特徴である」(p2) と述べている。

7 協同組織金融機関ゆえの問題点とその対応

しかし、協同組織金融機関の場合にはその主たる利用者は「同一のコミュニティの構成員に限られている」ため、「貸出の内容が地域や業種などの景気動向の影響を受けやすく、信用リスクの分散が図りにくい構造」⁵⁹⁾となっている。そうすると貸出資産のポートフォリオの分散が小さいため、収益の変動が大きくなる可能性が高くなり、不安定な経営状態になるという問題が生じることになる。

また、協同組織金融機関が協同組合であることから、「株式会社とは異なって、その組織体、経営体の性格上『規模の経済』を追求していくにはおのずからひとつの限界をもたざるをえない」と武内/生田（1976）は指摘する。つまり、協同組合は「①その構成員すなわち組織主体としての組合員の員数、②その組合員を包含するところの地域の範囲、③出資金の額、④各種の事業の種類と事業量、⑤組合の経営内部組織のあり方」⁶⁰⁾の5つの基本的なものが、適当な範囲内においてバランスが保たれていることが重要であり、「そこに協同組合として一応適正な規模が成立しうる」といえる。そのため、「単位協同組合の場合には、その構成員＝組織主体である組合員の員数をふやしていき、組合員が存在する地域の範囲も拡大させることによって出資金を増大し、事業の種類や量ともふやしていくという方法で協同組合の経営内容を充実・強化していくという方向には、その性格上ひとつの限界が存在」⁶¹⁾することになる。この問題を解消するための「利潤配分についての明記」は現実的な対応として十分に理解できることであろう。但し、「拡大路線」を取る場合には、協同組織金融機関としてのメリットを活かせないことになり、「地域社会への社会的責任」という観点

からは問題が多い選択といわざるを得ない。その反対に、「組合員の数も少なく、地域の範囲も広げずフェイス・ツ・フェイス（face to face）の関係を保ちつつ協同組合と組合員間の組織的な緊張関係を強める方向をとって、出資金を充実させ、事業の種類や量を拡大し、経営体としての発展をもくろむということはある程度の壁が存在している」⁶²⁾といわれる。しかしこの場合においても、市場型間接金融ルートを活かす方法や中央組織との連携を強めることにより、対応が可能であると考えられることから、この方向における経営戦略を取るべきであると思われる。

他方、廣住（2004）が指摘するように協同組織金融機関は「預金」を取り扱っていることから、「預金金融機関に対しては株式会社や協同組織といった組織形態を超えた統一的基準により個別金融機関の財務の健全性や経営の安定性が全体に対するリスクという観点から判断される」部分が存在することになる⁶³⁾。「たとえば、自己資本比率は国際的な合意に基づく規制が行われており、そこには組織形態や営利・非営利の別による特例的な扱いは存在しない」こととなる。

したがって、協同組織金融機関としても、「金融システムの一員としてとどまるだけの信認を得るためのコストとして本来、会員に還元されるべき利益を内部留保として確保するか、非会員にもサービスを開放することにより収益基盤の拡大と会員向けの利益還元水準の維持を図ることを選択する」こととなる⁶⁴⁾。このため、協同組織金融機関における「節約された利潤の社会的再分配をうけている（つまり、会員の多くが同一コミュニティに帰属するため会員企業のソフト情報の入手を容易にうけることができる）」としても、会員企業である「組合員に分

59) 日本銀行信用機構局（2004）p9 引用

60) 武内/生田（1976）p152 引用

61) 武内/生田（1976）p152 引用

62) 武内/生田（1976）p152 引用

63) 「銀行の特殊性」について廣住（2004）は「主な債権者は預金者であり、銀行と預金者との間の情報の非対称性が極めて大きいことが挙げられる。このため、預金者は情報の非対称性に起因する「囚人のジレンマ」に陥りやすいと考えられており、極度に経営悪化に関する風評に敏感な状態では連鎖的「取り付け」が生じる可能性がある」とされている。このことが、規制当局による各種介入を正当化すると考えられている。しかし、この「公共の利益」はあくまで“公共”の利益であり、銀行の株主や他の直接的ステークホルダーの利益には必ずしも直結しない。ただし、預金者をステークホルダーとしてとらえ、その利益を経営において考慮する仕組みが銀行の長期的な経営安定性をもたらすと考えるのは、事業会社およびその商品と消費者とのブランドイメージを介した関係と同じである。このように考えれば、銀行が業務の「公共性」を重視するのは、銀行サービス市場を通じて経営に対して大きな影響を与えうるからであると考えられることのできるであろう」（p26）と述べている。

64) 廣住（2004）p45 参考

配（つまり、株式会社金融機関であれば実現不可能な「低い貸出金利（リスク調整後）」を提示）せずに、内部留保として積み立てる必要があることを意味している。

実際、預金金融機関の場合には「預金通貨の供給」を行っているのであり、協同組織金融機関が「預金通貨の供給」を行うのであれば、当然、その機能に対応した規制にしたがうべきである。

つまり、「預金通貨の供給」という機能と「資金の媒介」という機能は基本的に違うものであり、「同一の性格のもの」として捉えられるべきではないと原（1976）は述べている。この場合、金融流通は、①商業資金金融流通、②運転資金金融流通、③設備資金金融流通の三種類に分類できるが、「このうち、商業銀行が信用創造の可能な要求払預金によって吸収した資金で供給しうるのは①と②」であり、「商業銀行の貯蓄性預金といえども、それは要求払預金と結びつくので、同じような運用に限定されることが望ましく、③は、その他つまり信用創造能力を全然もたない—金融仲介機関によって供給されることが望ましい⁶⁵⁾と指摘している。

以上から「商業銀行が信用創造機能とともに信用媒介機能を果たし」ているものの、「商業銀行の経営の健全性という見地から商業銀行の信用媒介機能は他の金融仲介機関の信用媒介機能とは性格が異なる⁶⁶⁾ため、設備資金金融流通以上（創業のための資金など）の長期的な資金については「他の金融仲介機関」に供給させるシステムをつくることが重要になろう⁶⁷⁾。つまり、地域経済に対して「資金の媒介」という機能をもって、社会的責任を

果たそうとするのであれば、預金金融機関ではない協同組織の金融機関の創設が必要と思われる。（前田）

まとめ

以上みてきたように、協同組織金融機関が「非営利」であるのは、一般的な意味での「配当を出さない」という意味ではなく、協同組織金融機関が「協同組合である」ということに起因する。

ここで、協同組合は「総利潤のうち商業利潤に割かれる部分を節約するに役立つところの制度」であり、その仕組みにおいて「総利潤のうち商業利潤に割かれる部分を節約する」ことが可能となり、「商業利潤に割かれる部分を節約」しても、経常的に「プラスの『成果』を期待できる」主体であるから、「協同組合は、節約された利潤の社会的再分配をうけつつ、原価供給の形をつうじてそれを組合員に分配している」ということになる。

したがって、協同組合である協同組織金融機関は、会員の多くが同一コミュニティに帰属するため会員企業のソフト情報を容易に入手できる、という「節約された利潤の社会的再分配」をうけ、株式会社金融機関であれば実現不可能な「低い貸出金利（リスク調整後）」を提示することができるという意味で、会員企業である「組合員に分配している」ことになる。

但し、地域経済に対して「資金の媒介」という機能をもって、当該組合が社会的責任を果たそうとするのであれば、「預金金融機関」としての規制に縛られることにな

65) 原（1976）pp36～37引用。この記述はガーレイ・ショウの理論とアッシュハイムの理論の相違について書かれたものであるが、特に、ガーレイ・ショウの理論である「金融仲介機関にも貨幣の新創造がなしえる」という主張に対して、その問題点を指摘している。ここで「商業資金金融流通」とは「商品が仕入れられて販売されるまでの間の金融」であり、「運転資金金融流通」とは「運転資金として流動資産を買入れるために金融され、そして、生産過程が終わり、新しい生産物が販売されると、また、その資金は還流することになる、という一連の流れ」であり、また、「設備資金金融流通」とは「企業の固定設備の買入れのための資金を供給するので、その資金は耐用年数を経過して漸く全額還流してくることになる、という一連の流れ」であるとしている。

66) 原（1976）pp36～37参照。

67) 設備資金金融流通以上（創業のための資金など）の長期的な資金の貸出については、リスク計算の精緻化やアンバンドリング化により、対応可能であるとともに、株式会社金融機関の場合には規模や範囲の経済性を高めることで、また、協同組織金融機関の場合には当該協同組織の中央銀行機能を高めることで対応が可能であるとも考えられる。しかし、信用秩序の維持を考慮すれば、「預金通貨の供給」と金融仲介機能は峻別して考えるべきであると考えられる。早川（1988）は「不完全情報下で金融市場の失敗が生じるとき、規模の経済性を生かした情報生産者が、十分な分散投資を裏づけに間接証券（債券）を発行して金融仲介機関となることによって、資源配分の効率性回復が実現する」（p77）としている。しかし、「金融仲介機関が『十分に分散投資を行うならば』金融仲介は社会的に望ましい役割を果たし得るということであって、金融仲介機関は必ず十分な分散投資を行うという点は未だ示されていない。…金融仲介が資源配分の効率性を改善するためには、金融仲介機関による分散投資を保証する何らかのメカニズムが必要であり、そのメカニズムの欠如は金融システムの安定性を脅かすものとなろう」（p78）と指摘している。ただし、この場合の「金融仲介機関」は預金通貨の供給を行う銀行を想定していることには注意が必要である。

るため、預金金融機関ではない協同組織の金融機関の創設が必要と思われる。

〈参考文献〉

宇野弘蔵（1964）『経済原論』岩波全書
 降旗節雄（1976）『マルクス経済学の理論構造 第二版 経済学全集 6』筑摩書房
 桜井毅・浜田好通・春田素夫・山口重克・永谷清・河西勝（1979）『経済原論』世界書院
 岡崎次郎（1968）『経済原論』法政大学出版局
 時永淑（1965）『経済原論 上巻』法政大学出版局
 大内秀明・桜井毅・山口重克（1976）『資本論研究入門』東京大学出版会
 降旗節雄編（1979）『宇野理論の現段階 1 経済学原理論 論争史的解明』社会評論社
 時永淑（1981）『『資本論』における「転化問題』』御茶の水書房
 松本重一・菊池道男（1983）「貨幣の資本への転化と資本形式論』『中央学院大学論叢 第18巻第1号』
 大島清・齋藤晴造・加藤俊彦・玉野井昌夫（1960）『金融論』東京大学出版会
 渡邊佐平（1975）『金融論講義』法政大学出版局
 鈴木武雄・波多野真・原司郎（1969）『新版 金融論』弘文堂
 竹村脩一・玉野井昌夫（1978）『新版 金融経済論』有斐閣
 川井一郎（1974）『管理通貨と金融資本』有斐閣
 山口重克（2001）「金融システムの原理」山口重克・小野英祐・吉田暁・佐々木隆雄・春田素夫『現代の金融システム：理論と構造』東洋経済新報社
 山口重克「商業信用と銀行信用」、春田素夫「中央銀行」、吉富勝「信用と景気循環」（1971）鈴木鴻一郎編『信

用論研究』法政大学出版局
 John, A. C. Hetherington原著／石川卓磨訳（1996）『アメリカの協同組合と相互会社』成文堂
 磯部喜一（1965）『協同組合 増訂版』春秋社
 神吉正三（2006）「協同組織金融機関の「地区」に関する考察』『RIETI Policy Discussion Paper Series 06-P-001』
 近藤康男（1962）『新版 協同組合の理論』御茶の水書房
 財務省財務総合政策研究所研究部（2004）「わが国法人の組織形態とガバナンス—非営利法人を中心に—』『PRI Discussion Paper Series (No.04A-13)』
 白井厚（1991）『協同組合論集』慶應通信
 武内哲夫/生田靖（1976）『協同組合の理論と歴史』ミネルヴァ書房
 塚本一郎（2007）「第1章 福祉国家再編と労働党政権のパートナーシップ政策』『イギリス非営利セクターの挑戦』ミネルヴァ書房
 日本銀行金融研究所（2003）「組織形態と法に関する研究会」報告書』『金融研究第22巻第4号』
 日本銀行信用機構局（2004）「海外における協同組織金融機関の現状』『日本銀行調査季報 2004年 秋(10月)』
 長谷川勉（2000）『協同組織金融の形成と動態』日本経済評論社
 原司郎（1976）『現代金融論』日本経済評論社
 原司郎（1990）『地域金融と制度改革』東洋経済新報社
 廣住亮（2004）「協同組織金融機関のコーポレート・ガバナンスに関する一考察』『信金中金月報 2004.3増刊号』
 平石裕一（1997）『市場経済化の協同金融』地域産業研究所
 三輪昌男（1969）『協同組合の基礎理論』時潮社
 山口浩平（2007）「第5章 社会的企業』『イギリス非営利セクターの挑戦』ミネルヴァ書房